

1789年におけるシェイエスの主権理論

浦 田 一 郎

目 次	Ⅲ 7, 8月草案
I はじめに	Ⅳ 9月7日の演説
Ⅱ 「第三身分とは何か」	Ⅴ ま と め

I はじめに

従来 Emmanuel Joseph Sieyès(1748—1836) は次の3点によって知られてきたと思われる。第1に、革命思想家として。彼はフランス大革命に先立つ1789年1月に「第三身分とは何か」というパンフレットを書き、その中で特権身分に対する第三身分の革命の必要性を訴えた⁽¹⁾。第2に、人民主権論者として。彼はルソーの人民主権論を当時の人々に解りやすいように展開したと理解されている。「第三身分とは何か」の革命性と人気の理論的根拠はそこにあるとされる。第3に、憲法制定権力論者として。彼は主権を憲法制定権力として展開し、それは憲法を始めとするどのような実定法の手続にも拘束されないとした。これは現在の解釈論における主権理論にも影響を与えている。

以上のシェイエスのとらえ方には、自分の立場を正当化するために、彼の理論を借りる、という態度でなされているものが多い。しかも、その借り方は、市民革命を人間の全面的解放を目指したものとすることによって、そこから生まれたあるいは生まれたと観念される現実の国家権力を肯定する、という立場からなされているように思われる⁽²⁾。

(1) このパンフレットは第三身分から熱烈な歓迎を受け、その年だけで4版を重ねたと言われている(Paul Bastid, *Sieyès et sa pensée*, Librairie Hachette, 1939, p. 317)。

(2) 最も体系的なシェイエス研究であるバスティッドの「シェイエスとその思想」もこの欠点を免れていない。

しかし、最近では別の面からシェイエスが注目され始めている。第1に、その体系的な人権理論。彼によれば、所有権は労働の成果として正当化され、自由はその所有権の行使が妨げられないことであると定義され、その所有権と自由の保障には国家が必要であるとされる。⁽³⁾この理論の体系性と「人および市民の権利の宣言」に対する影響が注目されている。⁽⁴⁾第2に、国民主権理論の形成に貢献した点である。従来、人民主権と国民主権の対抗関係が意識されず、シェイエスは人民主権＝国民主権の理論家とされてきたのに対して、「第三身分とは何か」において人民主権論を展開したシェイエスは、その後、説を変え、国民主権を正当化するに至った、とするものである。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

以上の2つのとらえ方は従来のものと異なり、シェイエスの思想を認識の対象としようとするものであるが、主権、所有権、自由、権力分立、行政組織、司法制度等の、多方面に渡って発言したシェイエスの、憲法思想全体を分析しようとする試みは、まだなされていない。

従って、シェイエスの憲法思想全体を歴史的存在として認識の対象とする必要があると考える。シェイエスは市民革命期の憲法理論の形成に参加しているから、彼の思想を研究することによって、現代の憲法理論と市民革命期の理論はどこが共通しており、どこが異なるかを明らかにすることに、貢献したいと思う。又、「ブルジョワジーの権化」⁽⁷⁾と言われるシェイエスの研究は、市民革命期の憲法理論がどのように資本制社会の正当化の意味を持ったのか、を示唆

(3) これは1789年7月20、21日に国民議会で報告された「憲法の序文。人および市民の権利の承認ならびに理論的解説」(Mavidal Laurent et Clavel, *Archives Parlementaires*, Première, Série, t. 8, p. 256—264 (以下すべて Première Série, t. 8 なので, A. P., p. 256—264 の様に略す) にまとめられている。

(4) 深瀬忠一「1789年人権宣言研究序説」(2)『北大法学論集』, 第15巻第1号, 3—15頁。稲本洋之助「1789年の『人および市民の権利の宣言』—その市民革命における位置づけ—」『基本的人権』, 第3巻, 東大出版会, 1968年, 109—127頁。

(5) 人民主権と国民主権の説明はⅡで行なう。

(6) 杉原泰雄『国民主権の研究』, 岩波書店, 1971年, 182—202, 234—272頁。

(7) Georges Lefebvre, *Etudes sur la Révolution française*, P. U. F., 1954, p. 102.

するであろう。

そのような意味を持つシェイエス研究の中から、本稿では1789年における彼の主権理論を取上げる。1789年に限定するのは、この時期に理論を変化させたと見られ、注目すべき時期であること、および直接彼の発言を示す資料が、この時期に集中していることに基づく。

本稿ではどのようにしてシェイエスは1789年に主権理論を人民主権から国民主権に変化させたかを明らかにする。さらに、その変化を必然化した社会的背景と、それを可能にした理論的根拠を示唆したい。

Ⅱ 「第三身分とは何か」

1. このパンフレットの中で展開されている主権理論は、ルソーの人民主権論の影響を強く受けている。ここで人民主権論と言うのは、主権の主体を市民の全体としての人民とし、従って全市民による主権の行使を要請し、その手段として人民投票や命令的委任の制度を要求する、主権理論を意味する。⁽⁸⁾従って、抽象的観念的な国民を主権者とし、それが意志決定をすることはあり得ないので、主権を直接行使する国民代表を必要とするが、それと現実存在する人民とは必然的な関係がないことを理由に、民衆の政治参加を拒否することを可能にする、国民主権とは区別されなければならない。⁽⁹⁾

彼が人民主権論を展開したことは、以下の点に見られる。

(1) 市民の全体としての人民を主権者としている。「政治社会は構成員の総体でしかあり得ない⁽¹⁰⁾」という文章はこのことを示す。また、彼は「国民」の意志形成の仕方は、第1期—個別意志、第2期—共同意志、第3期—代表的共同意志の3段階によって異なるとするが、どの段階でも意志形成の主体を「結合した人々⁽¹¹⁾」としている。なお、彼は「国民」(nation)と「人民」(peuple)を

(8) 杉原、前掲書、165頁。

(9) 同書、295頁以下。

[10] E. J. Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers État?*, Libraire Alexandre Correard, Galerie de bois, chap. 5, p. 174. 大岩誠訳『第三階級とは何か』、岩波文庫を参照したが、訳はそれによっていない。

(11) *ibid.*, chap. 5, p. 156.

区別しないで両方の言葉を使っている。さらに、彼は「共同意志」(volonté commune) と「一般意志」(volonté générale) も区別しないで両方の言葉を使っているが、このことも人民が主権者であることを想像させる。

彼によれば、この「国民」を具体的に構成するものは第三身分である。第三身分とは全フランス人から特権身分である第一身分(僧侶)と第二身分(貴族)を除いた残り全部である。「国民」=第三身分の理由。1) 「国民」とは「共通の法律の下で生活し、同一の立法機関によって代表される、等の構成員の団体」⁽¹²⁾(……は原文ではイタリック以下同じ)であり、特権身分はその資格を備えていない。2) 特権身分は社会的に必要な仕事を少しもしていないのに対して、第三身分はそれをすべてしている。⁽¹³⁾3) 20万の特権身分の意志は、2500万ないし2600万の第三身分の意志に比べれば、無視できるほどわずかである。⁽¹⁴⁾

「それ故第三身分は国民に属するものはすべて備えており、第三身分でないものはすべて国民のものともみなすことができない。第三身分とは何か。すべてである。」⁽¹⁵⁾その結果、「憎むべき特権が存続している限り、特権者達は選挙人にも被選挙人にもなることができない」ということになる。⁽¹⁶⁾

(2) 主権の主体が人民という意志を持つことができる具体的な存在である以上、一般意志は個別意志に由来するはずである。「国民の意志とは何か。国民が個人の集合体であるように、それは個別意志の成果である。」⁽¹⁷⁾「個別意志は共同意志の唯一の要素である。」⁽¹⁸⁾従って、一般意志の形成には参政権の平等という原理が働くはずである。「参政権は、市民的権利と同じように、市民としての資格に基づかなければならない。現実の財産から各個人は自分の幸福や

⁽¹²⁾ *ibid.*, chap. 1, p. 67.

⁽¹³⁾ *ibid.*, chap. 1, pp. 59—61, 63, 64, 66.

⁽¹⁴⁾ *ibid.*, chap. 3, pp. 101—105, chap. 4, p. 194.

⁽¹⁵⁾ *ibid.*, chap. 1, p. 68.

⁽¹⁶⁾ *ibid.*, chap. 6, p. 215.

⁽¹⁷⁾ *ibid.*, chap. 6, p. 203.

⁽¹⁸⁾ *ibid.*, chap. 4, p. 175.

快楽を作り出すのであるが、その現実の財産の多少に拘らず、この法律上の財産はすべての人間にとって等しいものである。⁽¹⁹⁾従って、意志決定は多数決によらなければならないことになる。⁽²⁰⁾以上は原理。

(3) 主権の行使に対する「国民」の参加の具体的方法はまず代議士の選挙である。しかも、上の原理からそれは普通選挙である。⁽²¹⁾

(4) 人民主権を実現する第一の手段である人民投票は、實際上そう頻繁に行なうことはできないから、人民自身が意志決定を行なうことを確保するためには、代議士の意志が人民によって予め拘束される制度が存在しなければならないはずである。すなわち、代議士は自分を選出した選挙区の指揮・命令に従って発言・行動することになるから、彼らは選挙区の代理人、受任者あるいは使者であると観念される。これが命令的委任である。これは全身分会議において採用されており、「第三身分とは何か」が書かれた当時の人々にとっては、当然の制度であった。⁽²²⁾シェイエスは「第三身分とは何か」においてはこの制度を想定していたようである。次の文章はそのことを示すと思われる。「……一つの意志の判断者は自分の委任者の意見を聞かなければならない……。それが自分の代理権を説明してもらうためであるか、新しい権限をどうしても必要とする状況についての注意を委任者にするためであるかは、問題ではない。⁽²³⁾」「代理」(procuration) や「委任」(commission) という言葉が頻繁に出てくることも、彼の命令的委任の想定を示唆している。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

2. 以上のように、主権に関する彼の基本的論理は人民主権であると思われ

(19) *ibid.*, chap. 3, pp. 99, 100.

(20) *ibid.*, chap. 5, p. 175, 176.

(21) *ibid.*, chap. 2, p. 73, chap. 4, p. 147.

(22) Caré de Malberg, *Contribution à la Théorie générale de l'Etat*, 1922, t. 2, p. 248. 但し、全身分会議下のは身分の区別と結びついていたから、人民主権のための制度ではない。

(23) Sieyès, *op. cit.*, chap. 5, p. 177.

(24) 例えば, *ibid.*, chap. 3, pp. 88, 99, chap. 5, pp. 156, 157.

(25) なお、彼はこのパンフレットでは「代理」と「代表」(représentation)を区別していない(例えば, *ibid.*, chap. 1, pp. 67, 68)。

る。しかしその論理は以下の点において徹底していない。

(1) 憲法制定権力の超実定性。彼は「憲法制定権力=憲法を作る権力」(pouvoir constituant)と「憲法によって作られる権力」(pouvoirs constitués)を区別し、主権は憲法制定権力として現われるとする。両者の関係について。「憲法はそれぞれの部分において、憲法によって作られた権力の作品ではなく、憲法を作る権力の作品である。」⁽²⁶⁾従って、憲法制定権力の超実定性が強調される。すなわち、「国民はあらゆる形式から独立している。そして国民がどんな方法で意志決定をしようとも、すべての実定法上の権利の源であり、最高の主人である者の前にいるように、国民の前ですべての実定法上の権利が効力を失うためには、国民の意志が現われさえすればよいのである。」⁽²⁷⁾超実定性の理由。⁽²⁸⁾1)「国民」は自然状態の存在である。2)「国民」は実定的権力に意志決定の権利を譲ることも、自分に義務を課すこともできない。⁽²⁹⁾3) 実定的権力間の紛争は「国民」が超実定的に解決しなければならない。⁽³⁰⁾

憲法制定権力の超実定性に、絶対王政に対する革命の正当化の意味があることは、⁽³¹⁾確かである。しかし、革命後も民衆の政治参加を保障する実定手続が規定されないときに、この論理は、「国民」は憲法制定権力を持っているから、それを行使すればよい、という意味を持ち得る。それは現実の政治的奴隷状態から民衆の目をそらす働きをする。⁽³²⁾

⁽²⁶⁾ *ibid.*, chap. 5, p. 160.

⁽²⁷⁾ *ibid.*, chap. 5, pp. 164, 165. 同趣旨の発言, *ibid.*, chap. 5, pp. 159, 162.

⁽²⁸⁾ *ibid.*, chap. 5, pp. 161, 164.

⁽²⁹⁾ *ibid.*, chap. 5, p. 163.

⁽³⁰⁾ *ibid.*, chap. 5, pp. 165, 166.

⁽³¹⁾ そのことは次の文章に現われている。「国民は契約から免れることができるならば、実定法上の形式に身を委ねるべきではない。そうでないとすれば、永遠に自分の自由を失うはめに陥ることになるであろう。というのは、専制政治がしばらくの間成功しさえすれば、憲法を口実に、人民が自分の意志をもう自由に表明できないとする、従って専制政治の鎖を振り払うことができないとするような形式に、人民を縛りつけることができるからである。」(*ibid.*, chap. 5, pp. 163, 164.)

⁽³²⁾ 杉原, 前掲書, 194, 195頁。憲法制定権力論が実際にそのような働きをしたことについて, 同書, 342頁以下。

(2) 代理概念のあいまいなところがある。特に次の文章に見られる。「一つの地区の代表者は単に代表者を任命した選挙区の代表者であるばかりではなく、市民一般を代表し、王国全体のために投票することが要求されている。」⁽³³⁾ ここでも「代理」と「代表」は区別しないで使われているが、⁽³⁴⁾ 「一つの地区の代表者」と「王国全体」との間には実質的な代表＝代理関係はないはずであるのに、それを認めている。⁽³⁵⁾

(3) 彼は論理的には普通選挙を主張したが、實際上農民やサン・キュロットを有権者のイメージに浮かべてはいなかったように思われる。例えば、「召使や主人に従属するすべての者……が国民を代表する役割を果たすことは許されるだろうか」とし、⁽³⁶⁾ 「最初の2つの身分に属する不動産の小作人については、彼らの現実の状態からして、彼らは共通の身分のために自由に投票するにはあまりに従属的である、と結局私は考える」とする。⁽³⁷⁾ 一方それに対して次のような有権者のイメージを描いている。すなわち、「商業と技術が都市に言わばたくさん新しい階層を作った。そこには、自由で育ちが良く公の問題に関心を寄せる人々がたくさんいる、非常に多数の家がある。」⁽³⁸⁾

3. 「第三身分とは何か」においてシェイエスは人民主権論を展開した。しかし、それは徹底していない。その不徹底さは、彼が人民主権論を特権身分と第三身分との対抗関係においてのみ展開したこと、に基づくと思われる。従って、第三身分内部の対立関係において彼の人民主権論を見たときに、不徹底と写るのは、当然である。

「第三身分とは何か」におけるシェイエスの基本的な社会観は以下のものである。「人間を分けるものは、仕事の差でもなく、財産の差でもなく、知識の

³³⁾ Sieyès, *op. cit.*, chap. 3, p. 98.

³⁴⁾ そのことは引用文のすぐ前の文章における言葉の使い方から明らかである。

³⁵⁾ ただし、「第三身分とは何か」ではこの論理はまだ命令的委任を否定するためには使われていない。

³⁶⁾ Sieyès, *op. cit.*, chap. 3, p. 90.

³⁷⁾ *ibid.*, chap. 3, pp. 95, 96.

³⁸⁾ *ibid.*, chap. 3, p. 107. 「余裕のある (disponible) 階層」という言葉で同旨の発言がある (*ibid.*, chap. 3, pp. 97, 98).

差でもなく、利益の差である。そして、現在の問題においてはそれは全く相反する2つの利益でしかない。すなわち、特権者の利益と非特権者の利益である。第三身分のすべての階層は特権者達の压制に対する共通の利益に結びつけられている。⁽³⁹⁾「第三身分とは何か」が書かれた時には、これは事実であった。従って、彼の人民主権論は当時の人々からルソーの人民主権論と受取られたのであろう。従って、これはアンシャン・レジームを倒すために資本家と民衆が統一することを可能にした理論といえることができる。⁽⁴⁰⁾しかも、それは特権身分と第三身分の対抗関係という限定された視角から展開された人民主権論であるから、革命後第三身分内部の対立関係が顕在化し、その関係から読み直したときに、それは民衆に取られてこまるような確かな言質をほとんど残していない理論である。第三身分の概念から「消極的市民」が除かれ、代表委任論によって代理という概念が空虚にされ、⁽⁴²⁾⁽⁴¹⁾憲法定権力論がアンシャン・レジームとの関係で持っていた革命的な力を失った時、資本家の支配に対する民衆の抵抗の原理として使えるようなものは、「第三身分とは何か」の中にほとんど何も残されていなかったのではないか。

Ⅲ 7, 8 月 草 案

7月草案と8月草案⁽⁴⁵⁾においては民衆の政治参加を拒否する結論がはっきり出

⁽³⁹⁾ *ibid.*, chap. 3, p. 97.

⁽⁴⁰⁾ ただし、一見人民主権の理論を述べたように見えても、実際は特権を否定する意味しか持っていないことが、始めから明らかである発言があることに、注意しなければならない。例えば、「代理権を与えられた人間は自分の委託者にしか拘束されない」という文章は、「貴族は僧侶や第三身分の代表者にならず、僧侶は貴族や平民を代理する責任を負わされるとは決してない」(*ibid.*, chap. 6, pp. 191, 192) ということをおうとしただけである。

⁽⁴¹⁾ 杉原, 前掲書, 198頁。

⁽⁴²⁾ 「消極的市民」の説明はⅢで行なう。

⁽⁴³⁾ Bastid, *op. cit.*, p. 333.

⁽⁴⁴⁾ 杉原, 前掲書, 314頁以下, 参照。

⁽⁴⁵⁾ 「社会における人の権利の宣言」42条と「憲法草案」4章, 58条から成り, 1789年8月12日にシェイエスによって国民議会に提出された(A. P., p. 422--427)。

ておりながら、「第三身分とは何か」において展開された人民主権の理論が形だけ維持されている。その点で2つの草案の間に違いはないので、いっしょに扱う。

1. ここでは民衆の政治参加を拒否する姿勢がはっきりしている。その現われ。

(1) 「受動的市民」(citoyen passif) と「能動的市民」(citoyen actif) の区別。「一国のすべての住民は受動的市民の権利を享受すべきである。すべての住民は自分の人格、所有権、自由その他のものの保護を求める権利を有するが、すべての住民が公権力の形成に能動的に参加する権利を有するわけではない。すべての住民が能動的市民であるわけではない。女性（現状においては）、子供、外国人、さらに公的組織に何の貢献 (contribuer) もしない者は、公の事に能動的に影響を及ぼすべきではない。すべての者は社会の諸利益を享受することができる。公的組織に貢献する前者だけが、大きな社会的企業の真の株主に当る。彼らだけが本当の市民、結合体の本当の構成員である。」⁽⁴⁶⁾

7月草案第26条、8月人権宣言草案第28条、「法律は一般意志の表明に他ならない。大きな人民においては、それは代表者の団体によって作られなければならない。その代表者は、公の問題に対して能力と共に関心を有するすべての人民によって、短い任期で間接又は直接に選ばなければならない。この2つの資格は憲法によって実定的にかつ明白に決定されなければならない。」

8月憲法草案第2章第1—7条は、高額の税金による被選挙資格の制限を設けたばかりではなく、⁽⁴⁷⁾ 厳重な間接選挙を規定することによって、民衆の声が政治に影響を及ぼさないように図った。

(2) 直接民主主義の否定。7月草案第26条、8月人権宣言草案第28条が「大きな人民においては、法律は代表者の団体によって作られなければならない」としているのは、「すべての市民は、自身で又はその代表者を通じて、法律の作成に協力することができる」とする人権宣言確定条項第6条と比べると、

⁽⁴⁶⁾ *ibid.*, p. 259.

⁽⁴⁷⁾ バスティッドは市民の区別には反民主的性格はないとする (Bastid, *op. cit.*, pp. 348, 390, 392) が、賛成できない。

直接民主主義の可能性を排除していることがわかる。⁽⁴⁸⁾

(3) 民衆の意志に根拠を置かない国王の意志が、停止的拒否権という形で立法に介入することを認める。すなわち、8月憲法草案第2章第10条、「もし国王が両院で承認された法律案の裁可を拒否すると、それはその会期の間無効とみなされる。」

2. 以上の結果は人民から主権を取上げていなければ言えないはずであるのに、彼は人民主権の理論をそのまま維持している。

(1) それは「国民」の定義の仕方に現われている。「すべては人民、すなわち国民に由来する。この2つの言葉は同義語でなければならない。」⁽⁴⁹⁾「国民は構成員の全体、すべての被治者……である。」⁽⁵⁰⁾

(2) 命令的委任が想定されていると思われる。それは、7月草案の解説の部分で委任を前提とする憲法制定権力論を展開している点、⁽⁵¹⁾8月人権宣言草案前文で国民議会の活動を国民の委任に基づく憲法制定権力の行使と説明している点、⁽⁵²⁾等に見られる。⁽⁵³⁾

(3) 「法律は一般意志の表明に他ならない」という規定は、ルソーの人民主権論の採用の宣言である。

(48) 例外としての直接民主主義として、地方税に関して8月人権宣言草案第34条、憲法改正に関して7月草案第32条、8月人権宣言草案第42条、8月憲法草案第4章第7条。

(49) A. P., p. 260.

(50), (51) *ibid.*, p. 259.

(52) *ibid.*, p. 422.

(53) 「1789年7月7日および8日の両日に渡る討論の挙句、国民議会は8日の宣言で命令的委任廃止を定めた」(宮沢俊義「国民代表の概念」『憲法の原理』, 岩波書店, 1967年(論文は1934年), 195頁)という見解があるが、賛成できない。なぜならば、その宣言の内容は以下のものだからである。「国民議会は、この点に関してその諸原理が確定したものとみなし、若干の代表者達の抗議あるいは欠席によってその活動は停止され得ないし、そのデクレの効力は弱められ得ないことを考慮して、決議するには及ばないことを宣言する。」(A. P., p. 208.)ここで禁止されたのは、議会の決定に対する選挙区の拒否権、あるいは議会の決定の適用に対する選挙区の免除権であって、命令的委任ではない(杉原, 前掲書, 264—268頁)。シェイエスも宣言と同意見である(A. P., p. 207)。

(4) 参政権の平等と多数決。「政治的権利の平等は基本的な原理である。」
「……それ（社会的結合の目的—筆者）に達することができる手段を獲得しなければならぬ。⁽⁵⁴⁾従って、多数決で満足しなければならない。」

3. この人民主権の理論は、反民衆的な結論を容認するのであるから、内容が空疎になっている。

(1) 「国民」を「すべての被治者」と同視し、主権の主体より統治の対象として見る傾向が見られる。

(2) 命令的委任の具体的想定は疑わしい。それは、その通常の手続が示されていない点、7月草案第26条等が議会を立法主体としている点に、見られる。

(3) 一般意志論は、参政権の制限と並べられているから、その不可欠の要素である、形成手続の一般性が除かれていることがわかる。一般意志は個別意志に由来するという規定がない。

(4) 参政権の平等や多数決は、「第三身分とは何か」においては特権身分による「少数決」に対する抗議という緊張した意味を含んでいたのに対して、⁷8月草案では全員一致と対比させられ、多数決の結果に対する服従を正当化している。

4. シェイエスが市民の区別をしたのは、7月14日のパリ市民によるバスチューユ攻撃とその後の地方の蜂起を見て、特権の支配よりも民衆革命に恐れをなしたためである。⁽⁵⁵⁾民衆を危険視する点では、彼は国民議会の他の議員と比べて特に敏感であったと思われる。この時期に市民の区別をしたのは、シェイエス以外にはいないようである。⁽⁵⁶⁾

IV 9月7日の演説

⁵⁴ *ibid.*, pp. 259, 260.

⁵⁵ シェイエスは8月4日の特権の廃止にも反対であり、そのような企てがあることを知りながら、その日の議会に欠席している (G. Lefebvre, *Quatre vingt neuf*, P. U. F., 1939, p. 187)。

⁵⁶ 深瀬, 前掲論文, および杉原, 前掲書, 223—227頁, 参照。

1. 国王ルイ16世は封建的特権の廃止に関する8月5日から11日の諸デクレおよび8月26日の人権宣言を裁可しなかった。そこで、1789年9月に議会では立法に対する国王の拒否権は認められるかどうかが問題になった。それに関する9月7日の演説の中でシェイエスは、⁽⁵⁷⁾「代表制」の下では国民議会の決定以外に国民あるいは人民の意志があるわけではないので、国王の拒否権を「人民への訴え」(appel au peuple)として正当化することはできないということと、国王は「国家の首長」(le chef de la nation)あるいは「第一の市民」(le premier citoyen)として「国民」を「代表」するから、拒否権を持ち得るということを言うために、命令的委任の禁止を不可欠の要素とする「代表制」の議論を展開した。

市民の政治参加の方法には2つあるとする。すなわち、「代表制」(le gouvernement représentatif)と「真の民主政」(la véritable démocratie)である。前者について、「市民達は自分達の信頼を自分達の中の若干の人々に委ねることができる。彼らは自分達の権利を譲り渡さないで、その行使を委任する。」後者については、「法律を形成する権利を行使する別の方法は、自分自身で直接に法律を作ることに協力することである。」⁽⁵⁸⁾前者を採用すべきであるとする。その理由。

(1) 一般の市民には「真の民主政」を行なうことができるほどの能力も時間の余裕もない。⁽⁵⁹⁾

(2) フランスのような大きな国では「真の民主政」は技術的に困難である。⁽⁶⁰⁾

(3) 政治には専門技術が要求されるから、専門家に任せた方が能率的である。⁽⁶¹⁾

(4) 以上のことから「代表制」の方を採らなければならないことになるのであるが、そこでは命令的委任は禁止されなければならないとする。特にそのための理由として、以下のことが言われる。「法律に関しては、選挙人 (com-

⁽⁵⁷⁾ A. P., pp. 592—597.

⁽⁵⁸⁾, ⁽⁵⁹⁾, ⁽⁶⁰⁾, ⁽⁶¹⁾ *ibid.*, p. 594.

mettant) 集会は委任する (commettre) 権利しか持たない。その他には代議士 (députés) と直接の選挙人 (députants) の間には意見書、勸告、訓令しかあり得ない。すでに述べたように代議士は全選挙区の名において一選挙区によって任命される。代議士は国民全体の代議士である。すべての市民はその委任者である。さて選挙区の集会においては選ばれた者が多数者の願いに反して少数者の願いに従うことを人は望まないであろうから、なおのこと、王国の全市民の代議士が国民全体の意志に反して一選挙区あるいは市町村の住民の願いだけを聞くことを、人は望んではならない。従って、代議士にとっては国民の願い以外には命令的委任やあるいは実定的な願いすらないし、またあり得ない。直接の選挙人の勸告が国民の願いに一致する場合を除いて、代議士にはその勸告に従う義務はない。もし、この願いが国民議会自身の中にならなければ、どこにあり得るのであろうか。また、どこに見いだすことができるのであろうか。⁽⁶²⁾」

2. 以上のシェイエスの議論にはいくつか問題がある。

(1) ここでは人民による意志決定を肯定するかどうかの問題になっているはずなのに、「代表制」か「真の民主政」か、すなわち間接民主主義か直接民主主義かという問題を提出しているのであるから、まず問題の提出の仕方により変えがある。人民による意志決定を可能にする間接民主主義、すなわち命令的委任を採用した間接民主主義もあり得るのであり、それこそが現実には問題になっているのに、それを始めから除いた選択を行なっている。

(2) 次に、代議士は全国民の代表者であるから、選挙区の意見に拘束されないという議論は、9月7日の演説の中で最も重要であると思われるが、これは詭弁である。シェイエスは一選挙区の意志と全国民の意志を比較する形の議論を展開しているが、そのような比較は不可能である。なぜなら、選挙区の意志は現実に存在するが、全国民の意志は代議士の頭の中にしか存在しないからである。シェイエスが実際に行なったことは、選挙区の意志に対する代議士個人の意志の優先である。選挙民は選挙区の特権を求め、代議士は「国

⁽⁶²⁾ *ibid.*, pp. 594, 595.

民」の一般利益を求めるとシェイエスは決めてかかっているが、そのような論理的経験的必然性⁽⁶³⁾はない。

(3) この演説で言われている「国民」は市民（ただし能動的市民だけ）の全体であるように見える。しかし、「代議士は全国民の代表者」であると言うとき、その「国民」は代議士の頭の中にしか存在していない点、また能動的市民とすら何の関係もない国王が、「国民」を代表するとしている点から、この「国民」は実は観念的な存在でしかないことがわかる。

(4) このようにシェイエスは選挙民から議会の独立を確保したにも拘らず、代議士は選挙区の代理人であり、人民は相変わらず主権者であるようなふんい気を残すことに努めている。例えば、市民は自分達の権利を譲渡するのではなく、その行使だけを委任するとしている点がそうである。また、命令的委任を禁止しても、「市民の代理人になった人間に対するすべての影響力、すべての権力⁽⁶⁴⁾は市民に属する」とする。

結局、「代表制は、事物の真相にまで達しようとするならば、開かなければならない幕に他ならない⁽⁶⁵⁾」とバステッドは言っている。

3. 国民議会にとっては、特権身分を倒すためには、封建的特権の廃止と人権宣言を国王に裁可させ、8月の成果を確保する必要があった。しかし、人権宣言における人民主権⁽⁶⁶⁾の採用は民衆に対する譲歩のし過ぎであった、と9月には感じられた。この事態に対するシェイエスの対応が「代表制」であったと思われる。彼は8月の成果を一応確保しながら、その中で議会にとって危険なのは代表制論によって骨抜きにしようとした。

⁽⁶³⁾ 原理的には選挙民はその選挙区の特権利益を命令的委任の内容としてはならない。「選挙人集会が代議士を議会に送るのは、そこで自分達の特殊感情を表明するためではなく、国民の意志を宣言するためである。」(J.-J. Rousseau, "Considérations sur le Gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée en avril 1772", *Du Contrat Social*, Édition Garnier Frères, 1966, chap. 7, p. 364.)

⁽⁶⁴⁾ A. P., p. 594.

⁽⁶⁵⁾ Bastid, *op. cit.*, p. 359.

⁽⁶⁶⁾ 杉原, 前掲書, 219—228頁。

V ま と め

シェイエスは1789年1月の「第三身分とは何か」の中では市民の全体としての人民を主権者とする人民主権論を展開したが、7、8月には人権宣言および憲法の草案の中で「受動的市民」から主権行使の機会を奪い、9月の演説では「国民」を観念化することによって命令的委任を禁止し、国民主権理論の形成に貢献した。

このように人民主権から国民主権へ理論を変化させることができたのは、その人民主権論が特権身分との対抗関係でのみ展開されたものであったためと思われる。

フランス革命期の資本は、革命前には特権身分を倒すために、革命への民衆の動員を可能にする主権理論を必要としたが、革命後には民衆に対する優位を確保するために、民衆の政治参加の拒否を可能にする主権理論を要求した。⁽⁶⁷⁾ シェイエスはその要求に的確に対応した理論家であり、政治家であった。⁽⁶⁸⁾

(筆者の住所・東京都武蔵野市桜堤1の3の72の1)

⁶⁷⁾ 杉原、前掲書197、198頁。

⁶⁸⁾ 「彼の思想の統一性は内在していない。それは外から、ブルジョワジーの支配の確保という関心から来ている。」(Lefebvre, *Études sur la Révolution française*, p. 105.)